

岐阜県伝統工芸品デジタル促進等補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、伝統産業に係る組合等及び事業者（以下「補助事業者」という。）が行うデジタル活用をはじめとする販路・需要拡大事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 組合等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「伝産法」という。）第2条第1項の規定により伝統的工芸品として指定を受けた工芸品に係る団体

イ 岐阜県郷土工芸品指定要綱第4条第1項の規定により郷土工芸品として指定を受けた工芸品に係る団体

(2) 事業者 組合等の構成員又は岐阜県郷土工芸品指定要綱第4条第1項の規定により指定を受けた郷土工芸品を製造する製造者等をいう。

(3) 伝統産業 伝産法第2条第1項の規定により指定を受けた伝統的工芸品又は岐阜県郷土工芸品指定要綱第4条第1項の規定により指定を受けた郷土工芸品に係る製造業及び販売業をいう。

(欠格事由)

第3条 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）

(4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

(5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

(7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(9) 県税を完納していない者

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助上限額並びに補助金の額は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、県及び県の外郭団体の補助金の交付の対象となる事業並びに県及び県の外郭団体が主体となって実施する事業に参画する事業は、補助金の交付の対象としない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

4 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除額が明らかではないものについては、この限りでない。

（補助事業の着手時期）

第6条 補助事業の着手時期は、交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、補助金交付申請書に事前着手理由書（別記第2号様式）を添付するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 補助金交付決定通知書の様式は、別記第3号様式のとおりとする。

2 規則第7条の規定により交付決定の通知を行う場合において、第5条第4項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適正と認めるときには、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第5条第4項ただし書の規定の適用を受けて交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4 知事は、補助金の交付の決定に当たっては、必要に応じ、専門家の意見を聴取することができる。

（補助金の交付の条件）

第8条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

（1） 補助事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の総額の20%を超えない配分の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

（2） 補助事業の内容の変更（補助対象経費の総額の20%を超えない減額並びに補助金の交付の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

（3） 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

（4） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（5） 補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがある。

2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び前項第4号の規定による報告をする場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第2号の承認 事業経費配分（内容）変更承認申請書（別記第4号様式）
- (2) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）
- (3) 前項第4号の規定による報告 事業遅延等報告書（別記第6号様式）

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から20日以内とする。

（実績報告）

第10条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日又は交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、知事は、実績報告書の提出期限について、必要に応じて別に定めることができる。
- 5 実績報告書の提出を行う場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなきは、当該消費税等仕入控除税額を減額して提出しなければならない。
- 6 補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

（補助金の額の確定）

第11条 補助金の額の確定通知書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

（補助金の交付時期等）

- 第12条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、補助金交付請求書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（暴力団の排除等）

- 第13条 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
 - 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第14条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第10号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額に相当する額

の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実施結果の状況報告等)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度に、知事の求めがあったときは、当該補助事業に係る販路・需要拡大状況等について事業実施後状況等報告書(別記第11号様式)を作成し、知事の定める日までに知事に報告しなければならない。

(成果の発表)

第16条 知事は、補助事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、補助業者に発表させることができるものとする。

(財産の処分制限)

第17条 規則第21条第2号の機械及び重要な器具で知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

3 補助事業者が規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第18条 規則第22条の知事の定める期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(書類の提出部数等)

第19条 この要綱により補助事業者が提出する書類の部数は、1通とする。

(補助事業の表示)

第20条 補助事業者は、補助事業について県からの補助金を受けて実施する旨を別表2に定めるところにより表示するものとする。

2 前項の表示に要する経費は、補助対象経費とする。

(立入検査等)

第21条 知事は、この要綱に基づく補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は当該事務担当職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1（第4条関係）

補助事業	補助対象経費	補助上限額	補助金の額
(1) デジタル活用事業	<p>ECサイトの構築・改修、ECサイトでのフェア開催、情報発信に要する次の経費</p> <p>① ECサイトの構築・改修を行うもの ECサイトの構築費又は改修費（ページデザイン作成費、ウェブ作成費及び商品画像等作成費）、委託料（サイト構築、改修に必要な経費として支出したものに限る。）、作成ソフト購入費、ドメイン取得料その他知事が認める経費</p> <p>② ECサイトでのフェア開催を行うもの 広告宣伝費、販売物品の送料、印刷製本費、通信運搬費、委託料（ECサイトでのフェア開催を行うために必要な経費として支出したものに限る。）その他知事が認める経費</p> <p>③ 情報発信を行うもの ツール制作費（動画作成費、Webカタログ製作費及び写真撮影費）、サイトプロモーション経費（Web広告費）、翻訳料、委託費（情報発信を行うものに相当する経費として支出したものに限る。）その他知事が認める経費</p>	<p>組合等 1,000千円</p> <p>事業者 300千円</p>	<p>補助対象経費の実支出額に3分の2以内の割合を乗じて得た額と補助上限額とを比較して小さい方の額</p>
(2) 展示会等出展事業	<p>国内外の展示会、見本市、商談会、物産展等への出展・開催に要する次の経費</p> <p>旅費（委員旅費、専門家旅費及び職員旅費）、出展料、会場借料、会場整備費、広告宣伝費、印刷費、通信運搬費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、保険料、委託料（展示会等出展事業を一部委託したものに限る。）その他知事が特別に必要と認める経費</p>		
(3) 商品開発・改良事業	<p>商品開発又は改良に要する次の経費</p> <p>専門家謝金、専門家旅費、事務費（外注加工費、原材料購入費並びに機器及び道具類借料）、委託料（商品開発・改良事業の一部を委託する経費及びコンサルタント料に限る。）その他知事が特別に必要と認める経費</p>		

- 1 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 補助対象経費に占める旅費の割合が50%以上の事業は、補助の対象外とする。
- 3 人件費、食糧費（会議における飲食費等をいう。）、振込手数料、各種添付書類の発行手数料及び消費税等（海外で課税される付加価値税（VAT）等を含む。）は、補助の対象外とする。
- 4 ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は、補助の対象外とする。
- 5 補助対象経費に占める委託料の割合が60%以上の商品開発・改良事業は、補助の対象外とする。
- 6 交付申請の日の属する年度の前年度に国又は県の補助を受けてECサイトを構築又は改修した場合は、ECサイトの構築費又は改修費は、補助の対象外とする。

別表2（第20条関係）

補助事業の標準的な表示方法
<p>看板、銘板、広報誌、チラシ、パンフレット、ECサイト等</p> <div data-bbox="386 450 1225 734" style="border: 1px solid black; width: 526px; height: 127px; margin: 20px auto;"><div data-bbox="978 622 1182 734" style="border: 1px solid black; width: 128px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">表示</div></div>
表示内容
<p>この（イベント名、事業名）は、岐阜県 からの補助金を受けています。</p> <p style="text-align: center;">○年○月○日 補助事業者名</p>

(注)

- 1 表示箇所は、紙面等の許す範囲とする。
- 2 表示された広報誌、チラシ、パンフレット、ECサイト等については、第10条に規定する実績報告書に添付するものとする。
- 3 構築部等への表示のように実績報告書への添付ができない場合は、構築物等への表示が分かる写真を実績報告書に添付すること。